

ほっかいどうナイスハートフェアでの試食の提供について

令和6年4月

- ・試食の実施に当たっては、次のルールを遵守してください。
- ・なお、会場及び運営の都合上、試食の実施を中止する場合がありますのでご了承ください。

■ 試食の実施にあたってのルール

- ・商品の試食の提供は、販売促進のため行う場合に限り、特別に認めるものとする。
- ・試食の提供を希望する事業所は、関係書類の提出時に申請すること。なお、試飲の提供は不可とする。
- ・試食を提供する場合、衛生管理を徹底させるため、次のルールを遵守すること。なお、ルールが守られなかった場合、試食の提供を中止することがあること。
 1. 売場には、必ず職員が常駐し、無人での試食の提供は行わないこと。
 2. 試食を提供する職員・利用者（以下、「職員等」とする。）は常時マスク、エプロン及び三角巾（帽子）を着用し、こまめに手洗いや手指消毒を行うなど、衛生を確保すること。
 3. 試食を提供する職員等は当日の体調に十分留意するとともに、体調が優れない職員等は試食の提供に従事しないこと。また、本人に体調変化がない場合でも、家族や他の職員等に吐き気・嘔吐・下痢などの症状がある場合は、試食の提供に従事しないこと。
 4. 会場での加熱・調理及び調理用具（包丁、調理用ばさみ、おたまなど）の使用はできないこと。
 5. 試食品の加工（切り分けなど）・容器詰めは、食品衛生法の営業許可を受けた事業所内で行い、会場では行わないこと。
 6. 異物の混入を防ぐため、試食品は蓋付容器に入れることを基本とし、蓋付容器の使用ができない場合は、ラップフィルム等でおおうこと。
 7. 提供する試食品の衛生管理・温度管理は、販売品と同様に適正に行うこと。
 8. 試食に使用する容器・用具（容器、紙コップ、ラップフィルム、爪楊枝、フォーク・スプーンなど）は、全て使い捨てとし、試食後は速やかに廃棄できるよう、必ずゴミ箱を設置すること。また、ゴミは、事業所が責任を持って持ち帰り処分すること。
 9. 試食を提供する際は、必ずアレルギーがないか確認を行うこと。また、子どもに試食を提供する場合は、必ず保護者の確認を得ること。
 10. 試食場所にはアルコール消毒液やウエットティッシュを用意し、来場者が試食前後に利用できるよう配慮すること。
 11. 一度来場者が手を触れた試食品は、その場で廃棄すること。

食品の取り扱いについては、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意すること。万一、事故等が発生した場合は、速やかにイトーヨーカドーアリオ札幌店及び北海道庁障がい者保健福祉課に報告し、自らの責任と費用を持って事後対応すること。